

令和元年 5 月 20 日

伊東市長
小 野 達 也 殿伊豆メガソーラーパーク合同会社 代理人
弁護士 羽 成 守

同 坂 田 信 太

同 津 江 健 太 郎

現在貴市において進行中の伊豆メガソーラーパーク合同会社（以下、事業者と言います）による再生可能エネルギー発電事業（以下、本事業と言います）について、将来、事業遂行が不能となった場合及び売電開始が遅延した場合にそれぞれ事業者が被る損害額を概算した結果は、以下のとおりです。

1 事業遂行不能の場合の損害額

総額：約 400 億円

《内訳》

- (1) 事業用地取得費用 約 8 億円
事業用地の土地所有権取得費用等の合計。
- (2) 権利取得費用 約 17 億円
FIT法上の再生可能エネルギー発電設備認定（設備ID）取得に要した費用。
- (3) 実施済み工事費用 約 5 億円
令和元年 5 月現在までに実施した工事に要した費用。
- (4) 工事キャンセル費用 約 10 億円
今後実施予定である約 100 億円の工事（電気工事、発電パネル調達等）のキャンセル料を 1 割の額として算定。
- (5) 原状復旧費用 約 10 億円
造成工事を含め事業用地を原状に復旧するための費用。実施済み工事費用の 2 倍額として算定。
- (6) 逸失利益 約 350 億円
後述売電開始遅延の場合と同様、FIT法による売電 1 日あたりの利益を約 48.8 万円と見積もり、その 20 年分の金額を概算。

2 売電開始遅延の場合の損害額

1日あたり：約488万円

令和2年4月1日までに売電を開始できない場合、事業者は調達期間の短縮及び調達価格の低減の不利益を被る。

すなわち、売電が遅れた日数分の逸失利益が生じることから、損害日額を発電出力、1日あたり平均日射量、損失係数及び固定買取価格をもとに算定した。

以上



ご 連 絡

令和元年11月8日

〒414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市長 小野達也 殿

通知人 伊豆メガソーラーパーク合同会社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所

TEL 03-6212-5500

FAX 03-6212-5700

通知人代理人弁護士 金 哲 敏

同 近 藤 祐 史

同 廣 瀬 智 彦

同 内 村 諭 史

同 金 竜 貴



防災工事完成の確認を直ちに行うよう求めます。

(3) 以上のとおり、通知人は、貴市の行政指導のうち、防災工事完成の確認に関連する部分については既に対応済みですが、これを無関係な行政指導については協力できない旨を、本書面をもって明確に表明いたしますので、今後かかる行政指導を理由として防災工事完成の確認を留保することは認められません（最高裁昭和60年7月16日民集39巻5号989頁参照）。したがって、令和元年10月6日に再提出した「仮設（防災）工事計画書変更2」に基づき防災工事完成の確認をしていただきますよう重ねて申し入れます。

4 貴市もご承知のとおり、貴市が防災工事完成の確認を行わなければ、通知人は、本件許可条件により、太陽光発電所の建設工事を進めることができません。すなわち、貴市による防災工事完成の確認の遅延は、通知人の太陽光発電所の建設工事の遅延に直結し、かつ、太陽光発電事業の運転開始の遅延に直結するものであることを、くれぐれもご認識ください。また、このような工事の遅延により、太陽光発電事業の運転開始が運転開始期限（

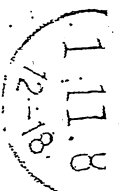
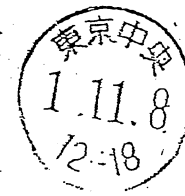
令和2年3月31日)に間に合わない場合には、通知人には、運転開始が一日遅れるごとに、487万9142円の損害(発電出力40,710.0kWh×1日あたり平均日射量4.06時間×損失係数0.82×固定買取価格3.6円(1kwhあたり)の売電収入額相当額の損害)が発生するものであることに加え、貴市による防災工事完成の確認の遅延や河川占用不許可処分の結果、既に通知人の太陽光発電事業の運転開始が運転開始期限に間に合わない見込みとなっていることについても、重ねてお知らせ致します。

通知人としては、今後、上記の損害額(すなわち運転開始期限からの遅延日数)が確定した段階で、貴市に対し、貴市が防災工事完成の確認を遅延させたために通知人が被った一切の損害についての損害賠償を請求する予定です。貴市におかれましては、これ以上徒に損害賠償義務を負担されることのないよう、直ちに防災工事完成の確認を実施していただきますようお願い致します。

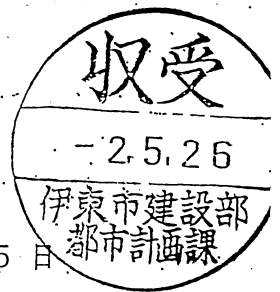
草々

この郵便物は 令和1年11月8日
第15861号郵便物の運送品として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



東京中央
1.11.8



ご 連 絡

令和2年5月25日

〒414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市長 小野達也 殿

通知人 伊豆メガソーラーパーク合同会社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所

TEL 03-6212-5500

FAX 03-6212-5700

通知人代理人弁護士

金 哲 敏

同

近 藤 祐 史

同

内 村 諭 史

同

平古場 郁 弥

同

金 竜 貴

前略

- 1 当職らは、伊豆メガソーラーパーク合同会社（以下「通知人」といいます。）より委任を受けた代理人として、貴市に対し、以下のとおり通知します。
- 2 貴市もご承知のとおり、通知人（原告）と貴市（被告）との間の河川占用不許可処分取消請求事件（静岡地方裁判所民事部第1部合議D係令和元年（行ウ）第18号）についての令和2年5月22日付け判決によって、平成30年5月31日までの通知人による工事が太陽光発電設備設置事業の着手に当たり、通知人の事業に伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条の適用がないことを前提に、貴市の各河川占用不許可処分は、処分行政庁に与えられた裁量を逸脱・濫用しており、また、要求される理由附記の程度を充たしておらず、違法な処分であることが明らかとされました。
- 3 貴市もご承知のとおり、通知人が申し立てた各河川占用許可申請に対して貴市が許可を行わなければ、通知人は、仮設沈砂池の工事等を進めることができず、その結果、太陽光発電所の建設工事を進めることができません

25

。そのため、貴市による各河川占用許可の遅延により、通知人の太陽光発電所の建設工事の遅延を生じ、これにより太陽光発電事業の運転開始の遅延に至っているものです。

このような貴市による違法な不許可処分による工事の遅延により、通知人の太陽光発電事業の運転開始が、運転開始期限（令和2年3月31日）に間に合わなくなっており、通知人には、令和2年4月1日以降、運転開始が一日遅れるごとに、487万9142円の逸失利益の損害（発電出力40,710.0kWh×1日あたり平均日射量4.06時間×損失係数0.82×固定買取価格36円（1kwhあたり）の売電収入額相当額の損害）が発生しております。この損害は、令和2年5月22日までに、既に2億5371万5384円が確定額で発生しており、今後も日々増加していくものです。

4 通知人からの再三の要請にもかかわらず、貴市による違法不当な対応があらためられず、このような事態に至ったことは大変遺憾であり、通知人としては、今後、貴市に対し、上記の逸失利益額（すなわち運転開始期限からの遅延日数に487万9142円を乗じた額）を含め

555
-2

た貴市が各河川占用許可を遅延させたために通知人が被った一切の損害についての損害賠償を請求せざるを得ないものと考えております。貴市もご承知のとおり、貴市が負担すべきこととなる上記の損害賠償額は、貴市において速やかに各河川占用許可を行った上で、速やかな工事の完成に至るよう最大限のご協力をいただくことでは最小化することができないものですので、貴市におかれましては、通知人の損害（すなわち貴市による侵害賠償額）をこれ以上増加させることのないよう、上記判決の確定を待たずに直ちに各河川占用許可を行っていただくとともに、今後の工事が最短の日程で完成に至りますよう、最大限のご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、通知人と致しましては、この間繰り返し貴市に対して打診しておりますとおり、本件についての速やかな工事完成に向けた合理的な方法を調整するため、通知人と貴市との代表者間で協議が必要ではないかと考えております。かかる要請については、貴市において拒絶され続けておりますが、裁判所による貴市の法的責任を認める司法判断が下されたことを踏まえ、この点につきま

京
25
78

しても、改めてご再考のほどをよろしくお願いいたします。
す。

草々

この郵便物は 令和 2 年 5 月 25 日
第 19356 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

